

議第 3 8 号

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年呉市条例第 3 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第 2 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項に規定する条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号。同令の改正の際の経過措置を含む。以下「省令」という。）に定める基準（省令第 6 条第 2 項から第 7 項まで、第 1 6 条第 2 項第 4 号、第 4 5 条第 2 項及び附則第 6 条から第 9 条までに定める基準を除く。）のとおりとする。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。